平成２２年（フ）第１２７号
千葉県銚子市春日町2150番地　市営住宅Ｃ―11号
債務者　宮崎　英子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第３４６号
岩手県北上市村崎野15地割278番地７　白鷺Ｂ棟203号
債務者　佐藤　礼子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３４８号
盛岡市小鳥沢１丁目24番11号
債務者　佐々木孝光
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３４９号
盛岡市小鳥沢１丁目24番11号
債務者　佐々木貞子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３５１号
盛岡市浅岸字大葛66番地95
債務者　佐々木律子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３５９号
盛岡市東黒石野２丁目３番12号　コーポエンゼル203号
債務者　上條　　久
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３７５号
盛岡市東山１丁目21番４号
債務者　谷藤しのぶ
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３８２号
岩手県一関市花泉町金沢字一の沢37番地10
債務者　三浦　一郎
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３４号
山形県鶴岡市羽黒町赤川字熊坂112番地11
債務者　渡部　千鶴
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第５２号
新潟県東蒲原郡阿賀町三方甲314番地２
債務者　渡部　林一
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１３号
新潟市東区臨港１丁目２番20号　ベイサイド・フラッター103号
債務者　刈田　和文
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１８号
新潟市中央区小張木１丁目12番６号
債務者　宮島　　朗
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２７７号
新潟市中央区堀之内南１丁目29番４号
債務者　永野千代子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２３２号
愛知県一宮市奥町字神田23―３　レオパレスフェアリー207号室、住民票上の住所北海道帯広市西19条南３丁目１番17―302号
債務者　鳥井　美久
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２７０号
愛知県一宮市昭和３丁目12番１―105号　牛田ハイツ106号
債務者　愛敬　幸代（旧姓牧之瀬）
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２７３号
愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字天神230番地101号
債務者　酒井　昭二
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第５３号
兵庫県加東市窪田261番地
債務者　山下佐代子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第５２４号
香川県高松市屋島西町2292番地１　屋島ハイツＡ―103号室
債務者　武居　清男
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
高松地方裁判所破産・再生係